

令和 7 年 2 月市議会 建設水道委員会資料

第 5 2 号議案 市道路線の認定について

目 次	ページ
1 路線名一覧表	2
2 市道路線の認定位置図（①小瀬戸町 1 6 号線、②小瀬戸町 1 7 線）	3
3 位置図（拡大）（①小瀬戸町 1 6 号線、②小瀬戸町 1 7 線）	4
4 起終点写真（①小瀬戸町 1 6 号線）	5
5 起終点写真（②小瀬戸町 1 7 号線）	6
6 市道路線の認定位置図（③平瀬町 5 号線）	7
7 位置図（拡大）（③平瀬町 5 号線）	8
8 起終点写真（③平瀬町 5 号線）	9
9 市道路線の認定位置図（④深堀町 9 9 号線）	10
10 位置図（拡大）（④深堀町 9 9 号線）	11
11 起終点写真（④深堀町 9 9 号線）	12
12 市道路線の認定位置図（⑤琴海戸根町 4 5 号線）	13
13 市道路線の認定位置図（⑤琴海戸根町 4 5 号線）	14
14 位置図（拡大）（⑤琴海戸根町 4 5 号線）	15
15 起終点写真（⑤琴海戸根町 4 5 号線）	16
16 関係法令（抜粋）	17

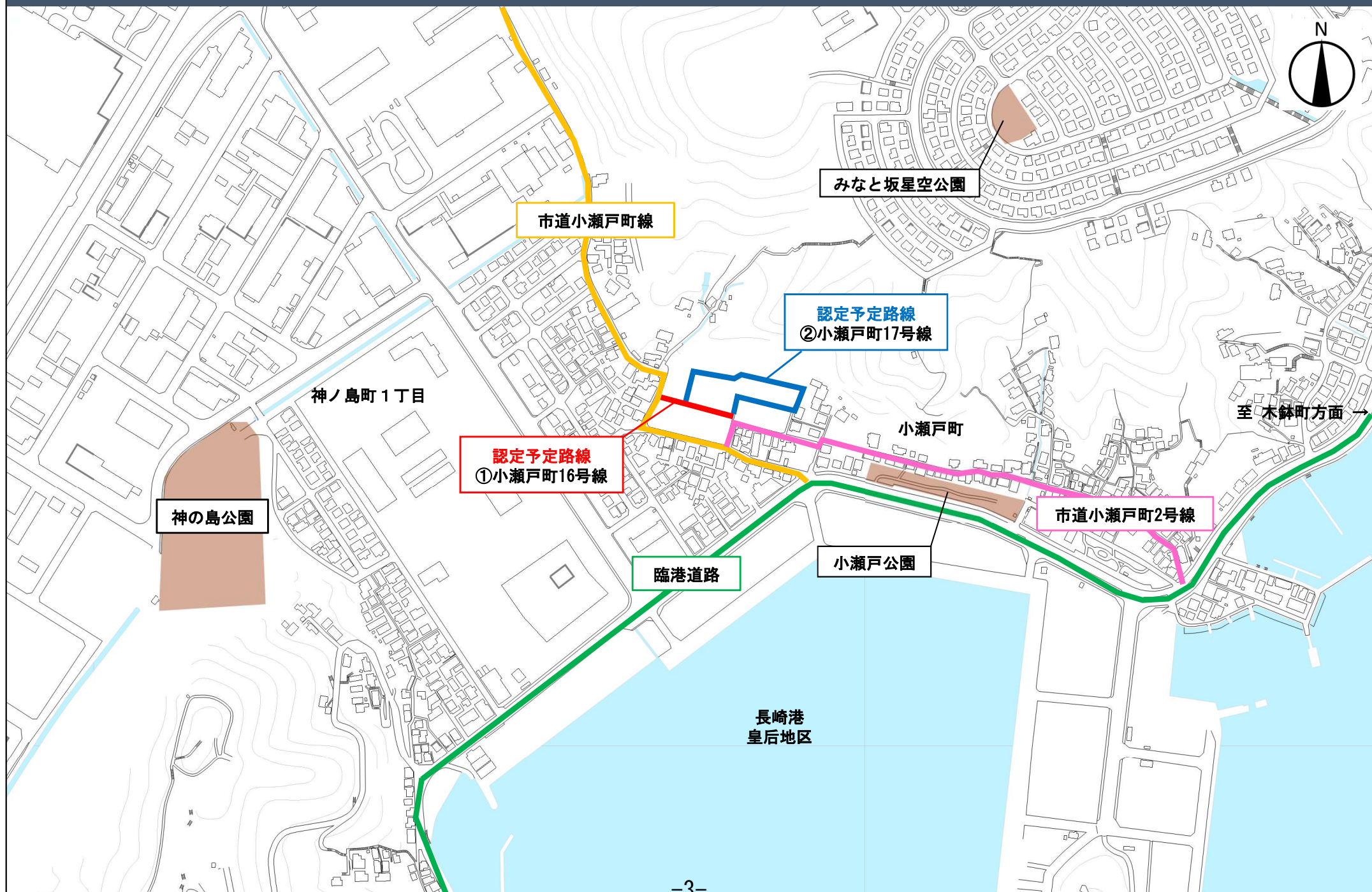
土木部

令和 7 年 2 月

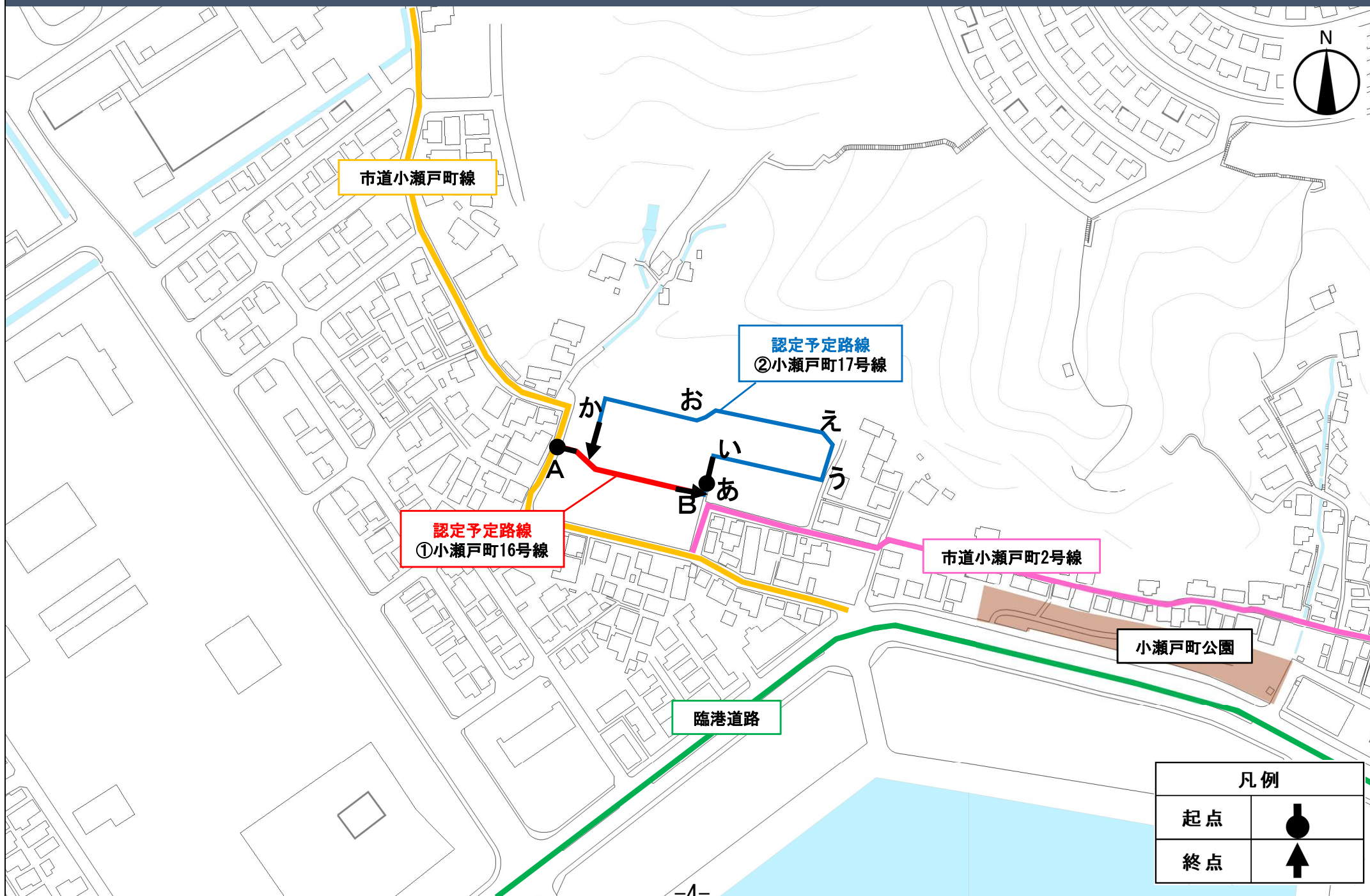
1 路線名一覧表

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	小瀬戸町16号線	68. 1m	6. 0～13. 0m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
②	小瀬戸町17号線	262. 5m	6. 0～13. 4m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
③	平瀬町5号線	110. 0m	6. 2m	市有地等の土地利用に伴うもの	認定
④	深堀町99号線	124. 4m	6. 0～14. 0m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
⑤	琴海戸根町45号線	216. 4m	6. 0～11. 0m	開発行為に伴い帰属するもの	認定
認定路線 5路線		780. 4m			

2 市道路線の認定位置図（①小瀬戸町16号線、②小瀬戸町17号線）



3 位置図（拡大）（①小瀬戸町16号線、②小瀬戸町17号線）



4 起終点写真 (①小瀬戸町16号線)

道路延長68.1m、幅員6.0～13.0m

令和6年9月10日撮影



5 起終点写真 (②小瀬戸町17号線)

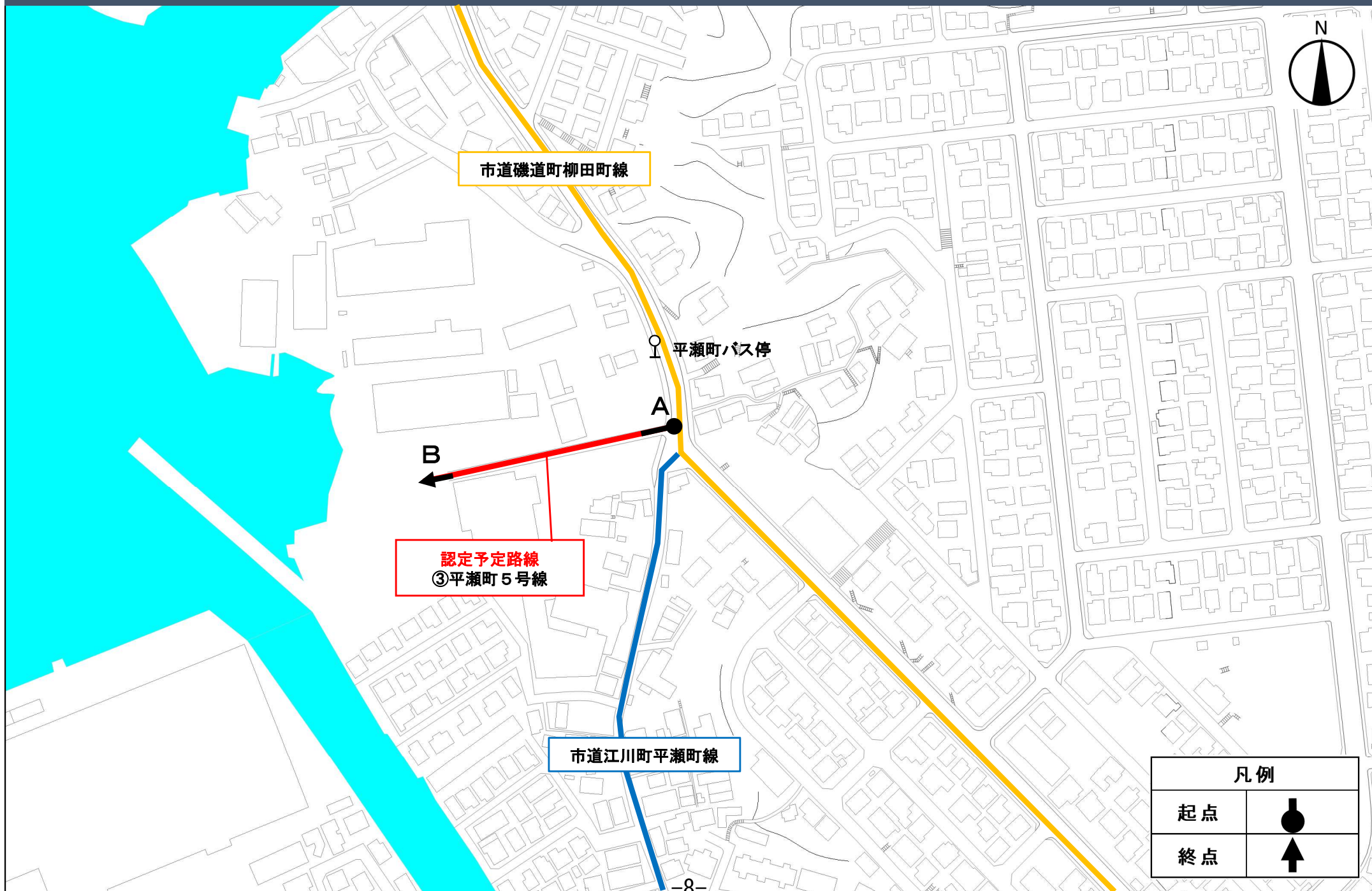
道路延長262.5m、幅員6.0～13.4m



6 市道路線の認定位置図 (③平瀬町5号線)



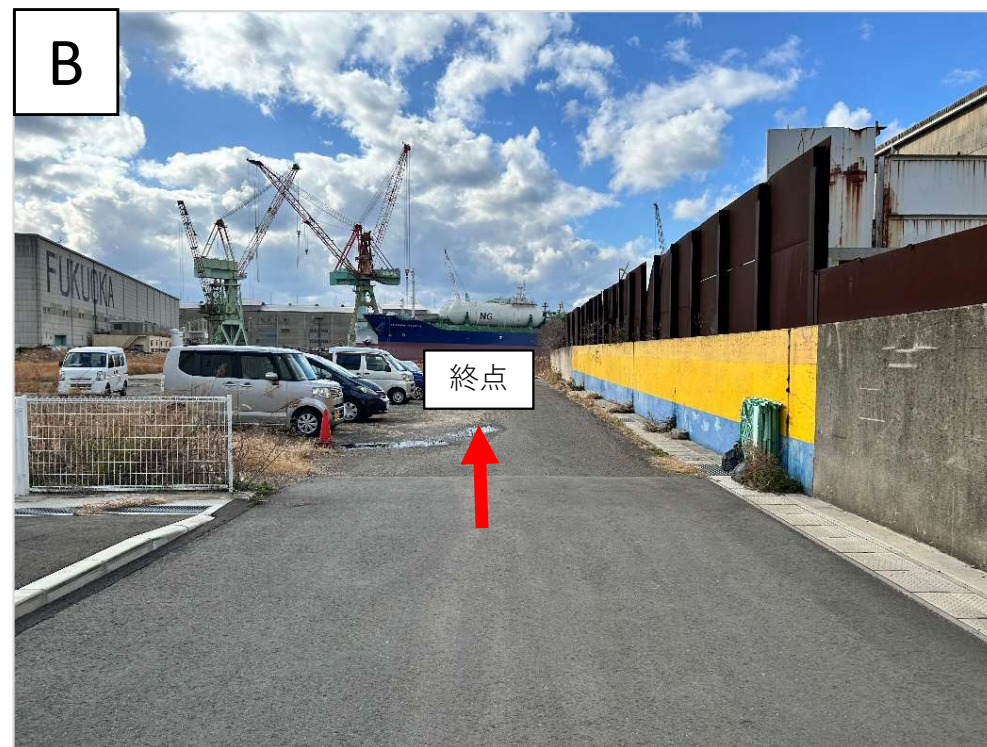
7 市道路線の認定位置図（③平瀬町5号線）



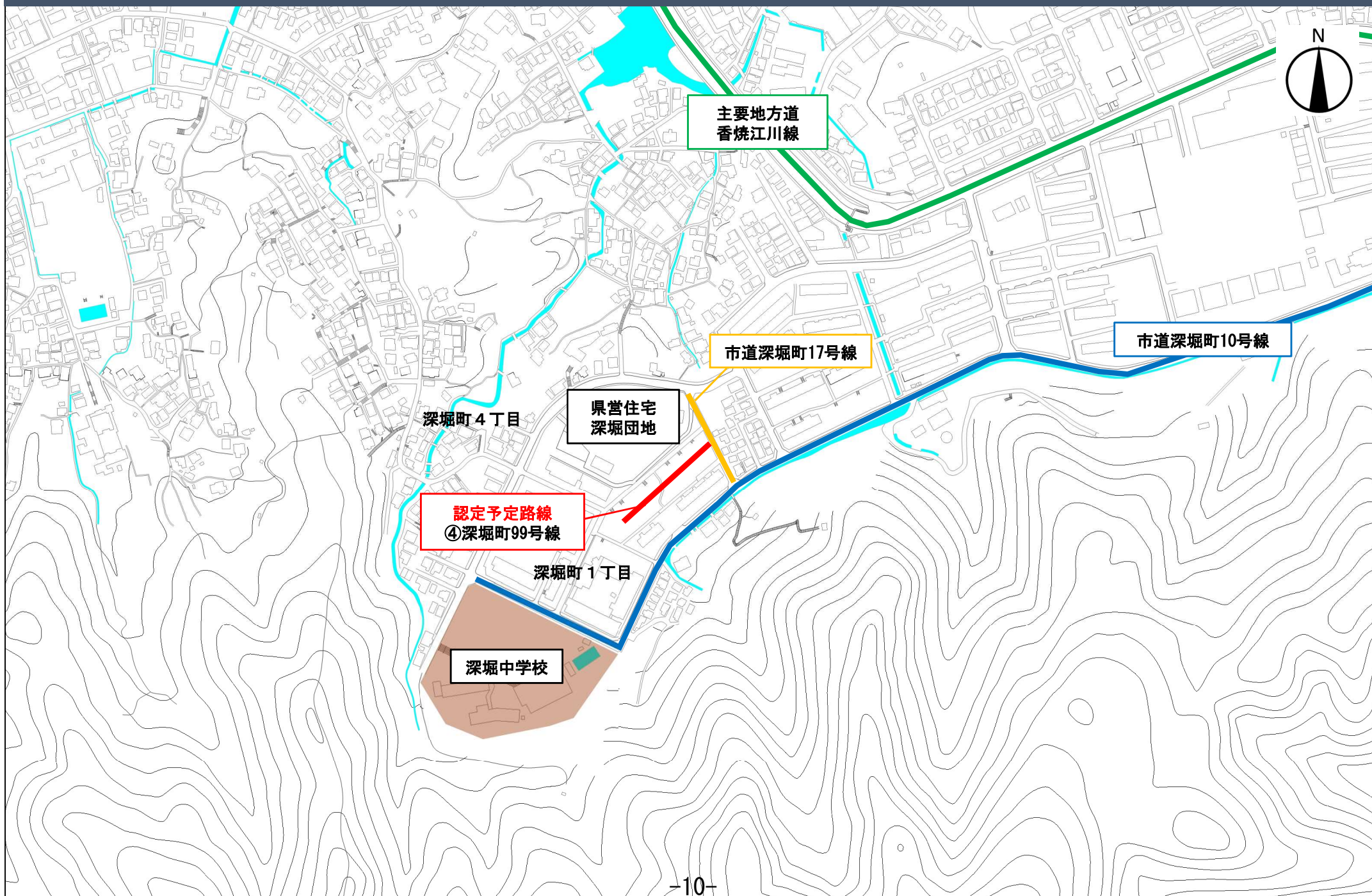
8 起終点写真 (③平瀬町5号線)

道路延長110.0m、幅員6.2m

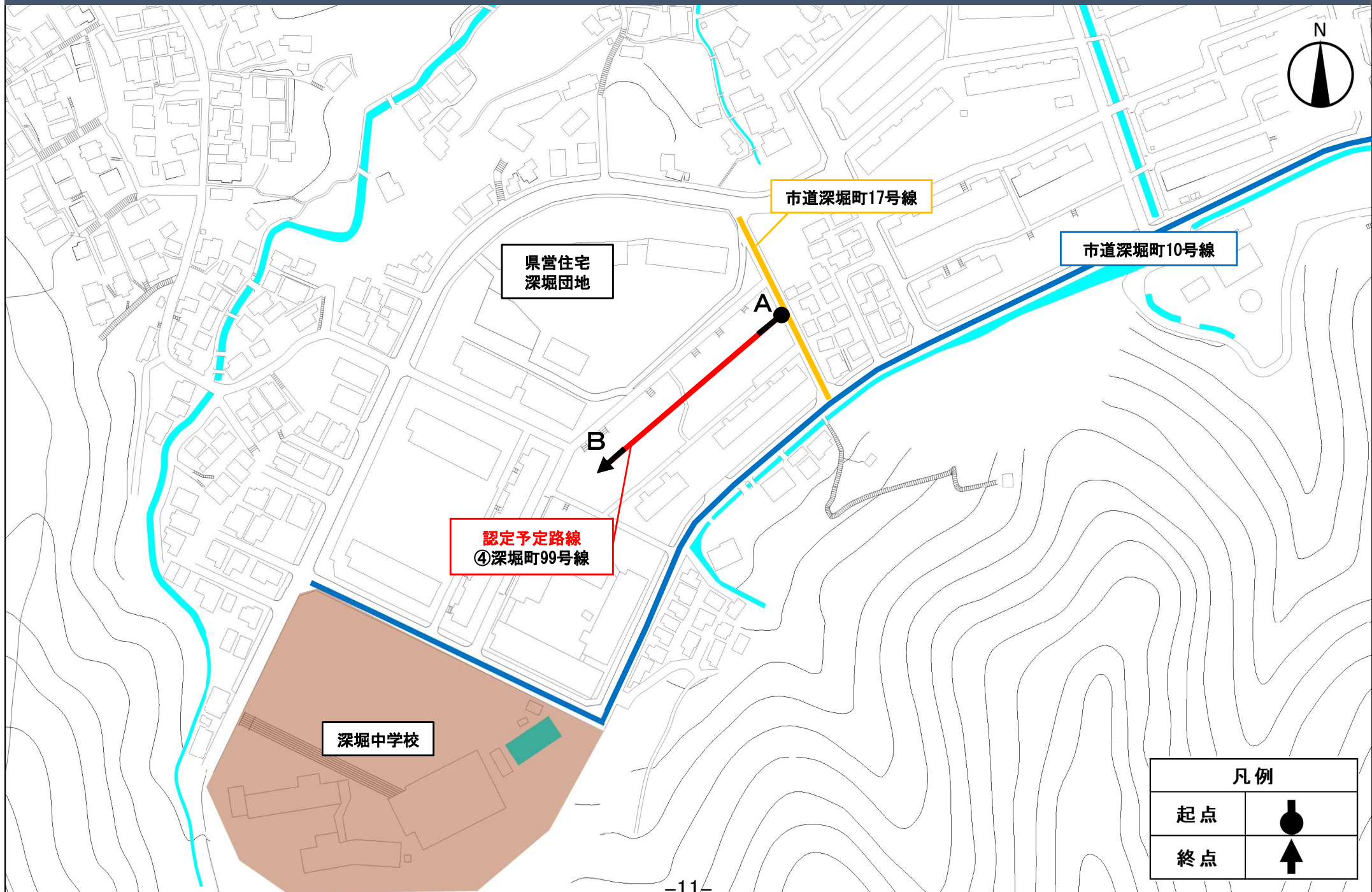
令和7年1月29日撮影



9 市道路線の認定位置図（④深堀町99号線）



10 位置図（拡大）（④深堀町99号線）



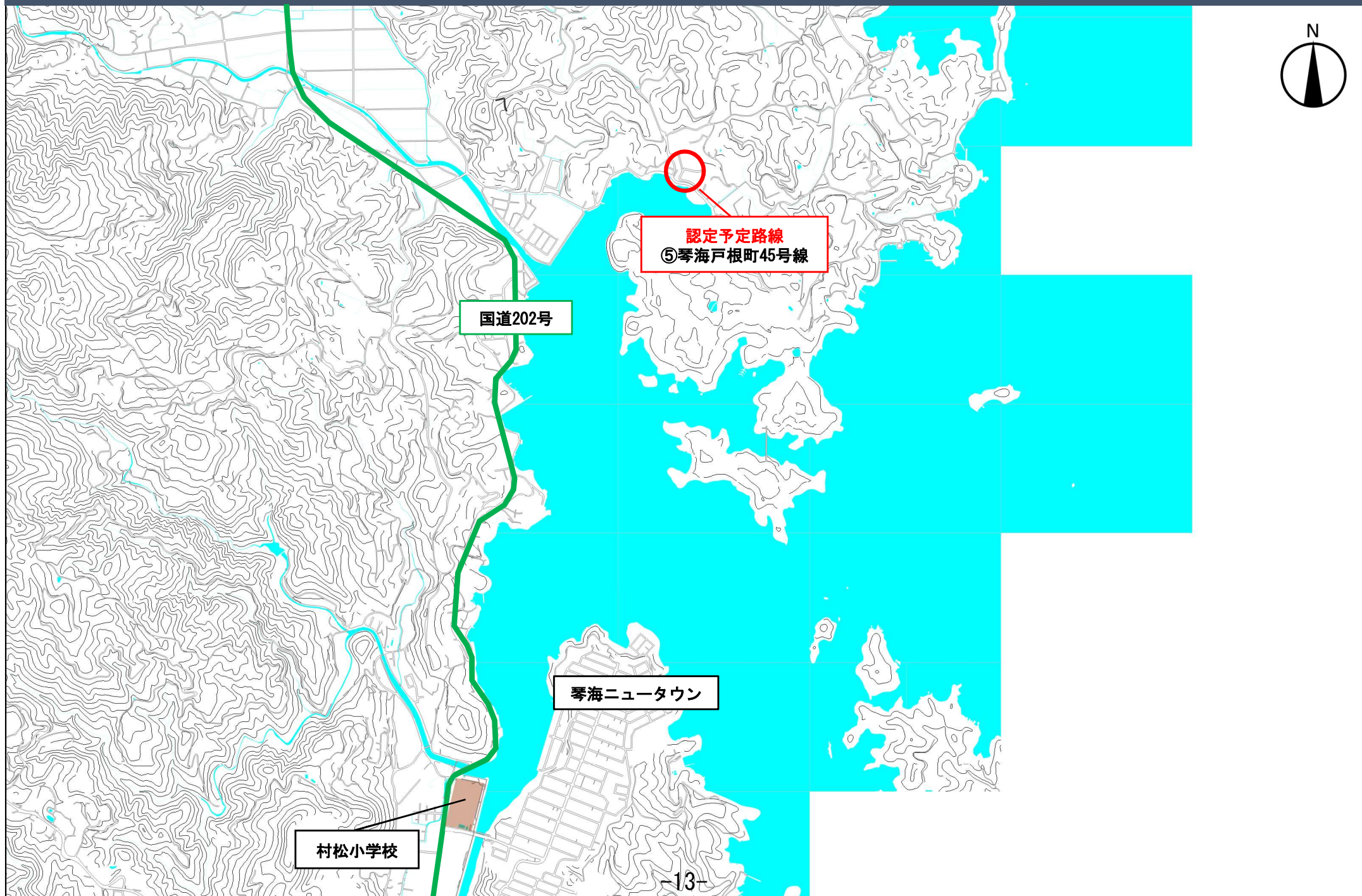
11 起終点写真 (④深堀町99号線)

道路延長124.4m、幅員6.0～14.0m

令和6年9月3日撮影



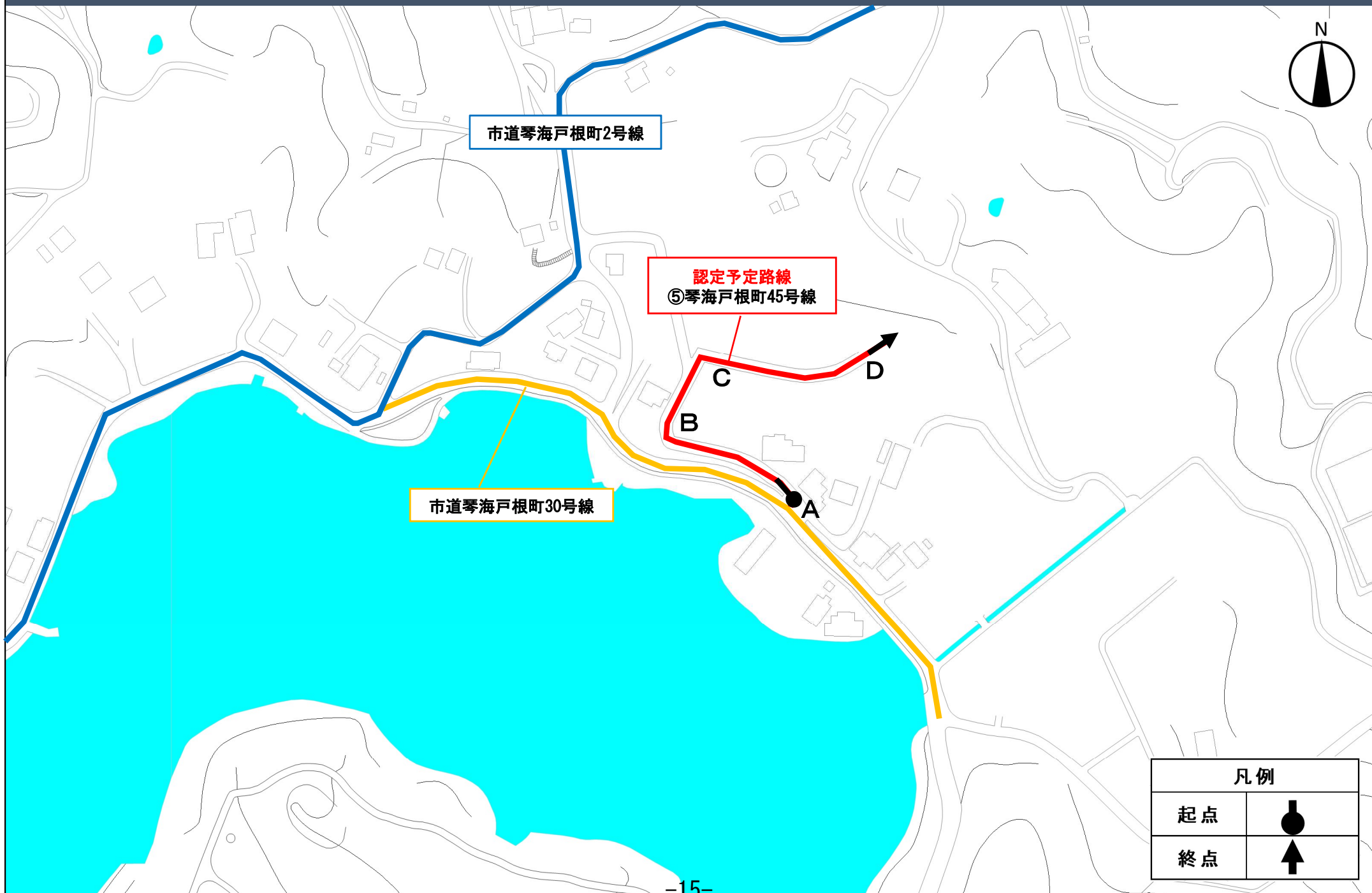
12 市道路線の認定位置図（⑤琴海戸根町45号線）



13 市道路線の認定位置図（⑤琴海戸根町45号線）



14 位置図（拡大）（⑤琴海戸根町45号線）



15 起終点写真 (⑤琴海戸根町45号線)

道路延長216.4m、幅員6.0～11.0m

令和6年3月27日撮影



16 関係法令（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

○都市計画法

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第四十条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

○長崎市市道路線認定に関する事務取扱要綱

第2条 市道路線として認定しようとする道路は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路であること。
- (2) 次のアからカまでに掲げる道路のいずれかであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第106条第1項並びに都市再開発法（昭和44年法律第38号）第109条及び第118条の20第3項の規定により本市の管理に属することとなる道路その他これらに類する道路